

令和 8 年度登別市中学生サイパン派遣交流事業業務委託
企画提案実施要領

1. 企画提案を求める業務の概要

(1) 提案を求める理由

本事業はアイヌ政策推進交付金を活用し、本市における多文化共生社会づくりの推進及び登別アイヌ協会とサイパン市内の先住民文化関係団体との交流促進に資する取り組みについて、広く企画提案を求めるものである。

(2) 名称

令和 8 年度登別市中学生サイパン派遣交流事業業務委託

(3) 委託内容

別添「令和 8 年度登別市中学生サイパン派遣交流事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

(5) 予算上限額

本業務に係る経費としての予算上限額は 5, 804 千円（消費税及び地方消費税を含む）。

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模を示すものである。見積書を作成する際は、この事業費上限額を超えてはならない、また、以後、契約締結までの見積書においてもこの事業費上限額を超えてはならない。

(6) 選定スケジュール

プロポーザル公告	令和 8 年 9 月 30 日（水）
質問書の受付期間	令和 8 年 9 月 30 日（水）～10 月 7 日（水）
質問に対する回答	令和 8 年 10 月 9 日（金）
参加申込書等の受付期間	令和 8 年 9 月 30 日（水）～10 月 14 日（水）
参加資格・書類確認期間	令和 8 年 9 月 30 日（水）～10 月 16 日（金）
プレゼンテーション及び ヒアリング審査実施に関する通知	令和 8 年 9 月 30 日（水）～10 月 16 日（金）
プレゼンテーション及び ヒアリング審査	令和 8 年 10 月 19 日（月）
審査結果の通知	令和 8 年 10 月 21 日（水）

2. 企画提案への参加資格

- (1) 登別市競争入札参加資格審査事務処理要綱に規定する競争入札参加資格者名簿（令和 8 年度）の登録事業者で、かつ当該業務に対応できる業種に登録している事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 提出書類の提出期限において、登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づく、更生又は再生手続をしていない者であること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。
- (6) 旅行業法に基づく登録区分において、第1種～第2種旅行業登録者であること。
- (7) 参加資格の有無確認基準日は令和8年10月14日（水）とする。なお、参加資格がある事業者が基準日以降に参加資格を欠くこととなった場合は、失格とする。

3. 質問及び回答

(1) 質問方法

本業務に係る質問がある場合は、次の電子申請フォームに質問の要旨を簡潔に記載すること。なお、電話等による口答の質問は受け付けない。

※電子申請フォーム URL (<https://logoform.jp/form/szZL/1816373>)

(2) 受付期間

令和8年9月30日（水）午後5時00分から令和8年10月7日（水）午後5時30分まで

4. 参加申込書及び企画提案書等の提出

参加を希望する者は、次のア～オの書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 企画提案書（様式2）
- ウ 参考見積書（様式3）
- エ 業務実施体制表（様式4）
- オ 類似業務実績表（様式5）

(2) 提出期間

令和8年9月30日（金）午後5時00分から令和8年10月14日（水）午後5時30分まで

(3) 提出方法

参加申込書及び企画提案書等の提出にあたっては、次の電子申請フォームに提出資料一式をアップロードによること。

※電子申請フォーム URL (<https://logoform.jp/form/szZL/1816385>)

※電子申請フォームにおいては、1つあたりの添付ファイルの容量上限は10MB、かつ、1回あたりの回答全体の添付ファイルの容量上限は約100MBのため、容量の上限を超える場合は、ファイルの分割や複数回に分けて回答すること。

5. 企画提案の辞退

参加申込書等の提出後において、本業務に係る企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式 6）を提出すること。なお辞退する場合は、遅くとも審査の前日までに、その旨を連絡すること。

※電子申請フォーム URL (<https://logoform.jp/form/szZL/1816464>)

6. 審査方法

登別市関係部局の職員等で組織する審査委員会を設置し、別に定める評価基準表に基づき総合的に審査を行い、企画提案内容について評価点を算出し、その合計点の高い事業者から順に交渉順位を定める。なお、評価点が 50 点を上回る事業者がいない場合は、再度事業者からの企画提案を募集する。

(1) 審査基準

別添「令和 8 年度登別市中学生サイパン派遣交流事業業務委託企画提案評価基準表」のとおり。

(2) 書類確認

ア 確認方法

提出書類の内容確認を行う。

イ 確認期間

令和 8 年 9 月 30 日（水）から令和 8 年 10 月 14 日（水）まで

(3) 企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査

ア 審査方法

企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング審査は、選定委員会において、別に定める評価基準に基づき総合的に審査を行い、企画提案内容について評価点を算出し、その合計点の高い参加申込者から順に契約交渉順位を定め、合計点の最も高い参加申込者を受託候補者とする。

また、企画提案者が複数の場合であっても、評価基準に基づく基準点を満たさない場合は、受託候補者を選定しない場合がある。

なお、審査については、企画提案書等に基づいたプレゼンテーション及びヒアリング審査を行うものとする。

イ 実施日時（予定）

令和 8 年 10 月 19 日（月）

※ 日時等詳細については、別途通知する。

(4) 審査結果の通知

ア 通知方法

全参加事業者に対して、電子メールで通知する。

イ 通知日（予定）

令和 8 年 10 月 21 日（水）

(5) 契約の締結

契約交渉順位が第1位に選定された事業者と協議を行い、所定の手続きを経て委託契約を締結する。辞退等の理由により、契約交渉順位が第1位に選定された事業者と契約を締結できない場合は、次順位の契約交渉順位事業者を委託契約締結候補事業者とする。

なお、参加事業者が1社のみの場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。また、契約締結時の契約保証金は登別市契約事務規則による。

7. その他

(1) 本業務に係る企画提案に要する諸経費等は、参加事業者の負担とする。

(2) 次のいずれかに該当する場合は、提出書類を無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ その他審査の公平性を害する行為等があったと登別市が認めた場合

(3) 提出書類の取扱いは、次のとおりとする。

ア 提出書類は返却しない。

イ 提出期限後の提出書類の再提出、追加、差し替えは認めない。

ウ 提出書類は審査に必要な範囲内で複写することがある。

エ 提出書類は本業務に係る企画提案の審査以外の目的で使用しない。

(4) 異議申し立ては、参加申込書を提出した後にはできない。

8. 問合せ・連絡先

登別市総務部企画調整グループ 担当：遠藤

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電話：0143-85-1122

メール：kokusai@city.noboribetsu.lg.jp